

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍情報ファイル	
行政機関等の名称	鹿角市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍情報を管理するため	
記録項目	1. 氏名、2. 性別、3. 続柄、4. 生年月日、5. 住所、6. 本籍、7. 筆頭者、8. 親族関係、9. 婚姻歴、10. 犯歴、11. 個人状態	
記録範囲	本籍が鹿角市の者	
記録情報の収集方法	本人または使者が届出書に記載し届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法務省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部総務課 (所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	戸籍法（昭和22年12月22日法律第224号）第113条に基づき訂正請求ができる。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル
行政機関等の名称	鹿角市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課
個人情報ファイルの利用目的	住民の情報を記録するため
記録項目	1. 宛名番号、2. 世帯番号、3. 世帯識別、4. 住記区分、5. 住記区分名、6. 状態区分、7. 状態区分名、8. カナアルファベット氏名、9. カナ漢字氏名、10. カナ氏名、11. アルファベット氏名、12. 漢字氏名、13. 氏名、14. カナ旧氏、15. 旧氏、16. カナ通称、17. 通称、18. カタカナ表記、19. 生年月日（和暦）、20. 生年月日、21. 生年月日不明コード、22. 年齢、23. 性別、24. 性別（名称）、25. 住民票コード、26. 続柄コード、27. 続柄名、28. 世帯内順序、29. アルファベット世帯主名、30. 漢字世帯主名、31. 郵便番号、32. 都道府県コード、33. 市町村コード、34. 大字コード、35. 小字コード、36. 番地コード、37. 住所町村名、38. 住所字名、39. 番地、40. 方書、41. 宛名方書、42. 行政区コード、43. 行政区名、44. 隣組コード、45. 隣組名、46. 小学校区コード、47. 小学校区名、48. 中学校区コード、49. 中学校区名、50. 投票区コード、51. 投票区名、52. 住民となった年月日、53. 住民となった年月日不明コード、54. 住民となった事由コード、55. 住民となった届出日、56. 外国人住民となった年月日、57. 外国人住民となった事由コード、58. 外国人住民となった届出日、59. 住所を定めた年月日、60. 住所を定めた年月日不明コード、61. 住所を定めた事由コード、62. 住所を定めた届出日、63. 住民でなくなった年月日、64. 住民でなくなった年月日不明コード、65. 住民でなくなった事由コード、66. 住民でなくなった届出日、67. 受理通知年月日、68. 受理通知届出日、69. 筆頭者、70. 本籍地郵便番号、71. 本籍地都道府県コード、72. 本籍地市町村コード、73. 本籍地町村名、74. 本籍地、75. 字名、76. 本籍地

	番地、77. 本籍地方書、78. 前住所郵便番号、79. 前住所都道府県コード、80. 前住所市町村コード、81. 前住所町村名、82. 前住所字名、83. 前住所番地、84. 前住所方書、85. 前住所宛名方書、86. 転出予定地郵便番号、87. 転出予定地都道府県コード、88. 転出予定地市町村コード、89. 転出予定地町村名、90. 転出予定地番地、91. 転出予定地方書、92. 転出予定地宛名方書、93. 転出確定地郵便番号、94. 転出確定地都道府県コード、95. 転出確定地市町村コード、96. 転出確定地町村名、97. 転出確定地字名、98. 転出確定地番地、99. 転出確定地方書、100. 転出確定地宛名方書、101. 30条45規定区分、102. 在留カード等の番号、103. 国籍・地域コード、104. 国籍・地域名、105. 在留資格コード、106. 在留資格名、107. 在留期間等年、108. 在留期間等月、109. 在留期間等日、110. 在留期間等、111. 在留期間等の満了の日、112. 住居地の届出年月日、113. 特別永住者証明書交付年月日、114. 外字未作成フラグ、115. 発行禁止フラグ、116. 養護施設フラグ、117. 住民票区分、118. 主なしフラグ、119. 住居地の届出フラグ、120. 住民票作成年月日、121. 改製消除年月日、122. 摘要、123. 住民票備考
記録範囲	鹿角市に住民登録している者
記録情報の収集方法	本人または使者が届出書に記載し届出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	総務省、本籍地市町村
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部総務課 (所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第30条の35に基づき訂正請求ができる。

個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍附票情報ファイル	
行政機関等の名称	鹿角市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍附票情報を管理するため	
記録項目	1. 氏名、2. 性別、3. 生年月日、4. 住所、5. 本籍、6. 筆頭者、7. 住定日、8. 届出日、9. 事由、10. 在外選挙人登録日、11. 抹消日	
記録範囲	本籍が鹿角市の者	
記録情報の収集方法	本人または使者が届出書に記載し届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法務省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部総務課 (所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第30条の35に基づき訂正請求ができる。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	人口動態調査票情報ファイル
行政機関等の名称	鹿角市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課
個人情報ファイルの利用目的	出生・死亡・死産・婚姻・離婚の統計調査のため
記録項目	<p>【出生】</p> <p>1. 氏名、2. 嫡出子・非嫡出子の別、3. 性別、4. 出生日時、5. 出生地、6. 住所、7. 生年月日、8. 父母の国籍、9. 同居時期、10. 世帯の主な仕事、11. 父母の職業、12. 出生地の種別、13. 出生子の体重・身長、14. 単胎・多胎の別、15. 妊娠週数、16. 母の出生子の数、17. 立会者資格</p> <p>【死亡】</p> <p>1. 氏名、2. 生年月日、3. 性別、4. 死亡日時、5. 死亡地、6. 住所、7. 国籍、8. 婚姻歴、9. 世帯の主な仕事、10. 死亡時の職業、11. 死亡の原因、12. 死因の種類、13. 外因死の追加事項、14. 生後1年未満で病死した場合の追加事項、15. その他の特筆事項、16. 施設の所在地または医師の住所及び氏名</p> <p>【死産】</p> <p>1. 国籍、2. 氏名、3. 年齢、4. 死産児の性別及び嫡出子・非嫡出子の別、5. 死産日時、6. 住所、7. 世帯の主な仕事、8. 父母の職業、9. 母の出生子の数、10. 妊娠週数、11. 死産児の体重・身長、12. 胎児死亡の時期、13. 死産地の種別、14. 単胎・多胎の別、15. 死産の自然人口別、16. 自然死産の原因もしくは理由または人口死産の理由、17. 胎児手術の有無、18. 死胎解剖の有無、19. 立会者資格</p> <p>【婚姻】</p> <p>1. 氏名、2. 生年月日、3. 住所、4. 国籍、5. 婚姻後の夫婦の氏、6. 同居期間、7. 初婚・再婚の別、8. 世帯の主な仕事、9. 夫妻の職業</p> <p>【離婚】</p>

	1. 氏名、2. 生年月日、3. 国籍、4. 離婚の種別、5. 未成年の子の数、6. 同居・別居期間、7. 世帯の主な仕事、8. 夫妻の職業	
記録範囲	鹿角市へ届出された者	
記録情報の収集方法	本人または使者が届出書に記載し届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	厚生労働省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名 称) 総務部総務課</p> <p>(所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<p>■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</p> <p>□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)</p>	<p>政令第21条第7項に該当するファイル</p> <p>■有 □無</p>
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	相続税法第58条による通知書ファイル	
行政機関等の名称	鹿角市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	死亡者の相続人を通知するため	
記録項目	1. 氏名、2. 生年月日、3. 相続開始年月日、4. 死亡場所、5. 被相続人の住所、6. 被相続人の本籍、7. 筆頭者かどうかの区分、8. 届出人の住所、9. 届出人の氏名、10. 被相続人と届出人との継柄、11. 相続人の継柄、12. 相続人の氏名、13. 相続人の生年月日、14. 相続人の住所、15. 固定資産税評価額（宅地）、16. 固定資産税評価額（農地）、17. 固定資産税評価額（山林）、18. 固定資産税評価額（家屋）、19. 市町村民税の課税標準額、20. 不動産明細書等の有無	
記録範囲	本籍が鹿角市の者	
記録情報の収集方法	本人または使者が届出書に記載し届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	大館税務署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課 (所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	印鑑登録ファイル
行政機関等の名称	鹿角市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課
個人情報ファイルの利用目的	印鑑の登録情報を記録するため
記録項目	1. 印鑑管理番号、2. 印鑑履歴番号、3. 印鑑登録番号、4. 印鑑状態区分、5. 宛名番号、6. 宛名履歴番号、7. カナ氏名、8. 氏名、9. 生年月日(和暦)、10. 生年月日(西暦)、11. 生年月日不明、12. 性別コード、13. 性別、14. 年齢、15. 届出年月日、16. 異動事由コード、17. 異動事由、18. 登録年月日、19. 本人確認コード、20. 本人確認、21. 抹消年月日、22. 抹消事由コード、23. 抹消事由、24. 登録証回収年月日、25. 停止年月日、26. 停止事由コード、27. 停止事由、28. 照会年月日、29. 回答期限、30. 印鑑材質コード、31. 印鑑材質、32. 印影姓名、33. 備考、34. 印影履歴番号、35. 住記区分コード、36. 住記区分、37. 状態区分コード、38. 状態区分、39. 世帯番号、40. 世帯識別、41. 行政区コード、42. 行政区名、43. 郵便番号、44. 住所町村名、45. 住所字名、46. 番地、47. 方書、48. 宛名方書、49. 送付先郵便番号、50. 送付先住所町村名、51. 送付先住所字名、52. 送付先番地、53. 送付先方書、54. 送付先宛名方書、55. 送付先宛名、56. アルファベット氏名、57. 漢字氏名、58. 通称、59. カタカナ表記、60. 旧氏、61. 外字未作成フラグ
記録範囲	鹿角市に印鑑登録している者
記録情報の収集方法	本人または使者が申請書に記載し届出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	印鑑登録証明書申請者

開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	鹿角市印鑑条例（昭和58年3月23日条例第36号）第10条 に基づき廃止届ができる。	
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に 該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の 募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情 報に関する提案を受ける組織の名 称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情 報に関する提案をすること可能 る期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が 含まれているときはその旨	-	
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	埋火葬許可証ファイル	
行政機関等の名称	鹿角市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	埋火葬の許可証を発行するため	
記録項目	1. 宛名番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日、5. 本籍、6. 住所、7. 届出入宛名番号、8. 届出入氏名、9. 届出入住所、10. 繩柄、11. 死亡年月日、12. 死亡時刻、13. 死亡場所、14. 火葬年月日、15. 火葬時刻、16. 初回発行日、17. 再発行日	
記録範囲	本籍が鹿角市の者	
記録情報の収集方法	本人または使者が届出書に記載し届出及び口頭で火葬日時を聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	厚生労働省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課 (所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無
	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	個人番号カード交付台帳ファイル	
行政機関等の名称	鹿角市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カードの交付状況を記録するため	
記録項目	1. 氏名、2. 生年月日、3. 性別、4. 住所、5. ハガキ番号、6. カード到着日、7. はがき発送日、8. 交付番号、9. 交付日、10. 通知カード事由、11. 個人番号カード事由、12. 住基カード事由、13. 署名用電子証明書有無、14. 利用者用電子証明書有無、15. 備考	
記録範囲	鹿角市に住民登録している者	
記録情報の収集方法	本人または代理人が届出書に記載し届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	総務省、住所地市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部総務課 (所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第30条の35に基づき訂正請求ができる。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	申請時来庁受付表ファイル	
行政機関等の名称	鹿角市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	申請時来庁方式で受けた個人番号カードの申請状況を管理するため	
記録項目	1. 受付日、2. 氏名、3. 生年月日 4. 性別 5. 郵便番号 6. 住所 7. 電話番号、8. 通知カード事由、9. 個人番号カード事由、10. 住基カード事由、11. 交付日、12. 送付日、13. 手渡し有無、14. 返送有無、15. 返送日、16. 返送理由、17. 返送後交付日、18. 備考	
記録範囲	個人番号カードの申請時来庁方式を希望し交付した者	
記録情報の収集方法	交付時の受付票	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課 (所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	個人番号カード等有効期限切れ対象者一覧ファイル		
行政機関等の名称	鹿角市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課		
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード及び電子証明書の更新に伴うデータ管理		
記録項目	1. カード発行番号 2. 住民票コード 3. 利用者氏名 4. 利用者住所 5. 生年月日 6. 性別 7. 個人番号カード期限切れ対象 8. 個人番号カード有効期限切れ年月日 9. 署名用電子証明書有効期限切れ対象 10. 署名用電子証明書有効期限切れ年月日、11. 利用者証明用電子証明書有効期限切れ対象 12. 利用者証明用電子証明書有効期限切れ年月日 13. 有効期限切れ通知対象 14. 居所判定結果		
記録範囲	個人番号カードの有効期限切れ及び電子証明書有効期限切れ対象者		
記録情報の収集方法	地方公共団体システム機構からのデータ受信		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	地方公共団体システム機構からのデータ受信		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課 (所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし		
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル	□有 ■無

	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-
行政機関等匿名加工情報の概要	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険レセプト一覧	
行政機関等の名称	鹿角市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険の被保険者の診療内容、療養給付費の把握	
記録項目	1保険者番号、2保険者名、3対象年度、4対象月、5レセプト全国共通キー、6明細番号、7保険医療機関コード、8保険医療機関名、9科別、10診療年、11診療月、12被保険者証番号、13宛名番号、14性別、15生年月、16入外区分、17長期高額、18診療日数、19診療点数、20公費点数、21薬剤一部負担金、22国保一部負担金、23公費一部負担金、24公費負担者番号、25受給者番号、26食事療養費日数、27食事療養費基準額、28食事療養費標準負担額、29公費食事療養費日数、30公費食事療養費基準額、31公費食事療養費標準負担額、32被保険者氏名、33備考	
記録範囲	鹿角市国民健康保険加入世帯及び加入履歴のある世帯	
記録情報の収集方法	秋田県国民健康保険団体連合会からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部総務課 (所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無

	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険医療費通知発送対象者リスト	
行政機関等の名称	鹿角市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険の被保険者の医療費通知の発送対象者の把握	
記録項目	1保険者番号、2保険者名、3保険医療機関コード、4保険医療機関名、5被保険者証記号番号、6世帯主氏名、7郵便番号、8住所、9診療年月、10受診者氏名、11入外区分、12日数、13医療費の額、14一部負担金額、15通知書枚数、16世帯数、17受診者人数、18件数	
記録範囲	鹿角市国民健康保険加入世帯及び加入履歴のある世帯	
記録情報の収集方法	秋田県国民健康保険団体連合会からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課 (所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険高額療養費レセプト一覧	
行政機関等の名称	鹿角市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険の被保険者の高額療養費の支給を行う	
記録項目	1世帯番号、2宛名番号、3被保険者証番号、4被保険者氏名、5性別、6生年月、7高齢受給者区分、8世帯主氏名、9保険医療機関名、10保険医療機関コード、11処方箋交付医療機関コード、12診療年月、13入外区分、14レセプト全国共通キー、15給付割合、16課税区分、17費用額、18保険者負担額、19公費負担額、20公費患者負担額、21窓口負担額、22なお残る負担額、23高額現物給付額、24長期調整額、25外来限度額、26外来支給額、27世帯限度額、28世帯支給額、29高額療養費、30公費法別、31地単負担額、32地単患者負担額、33支給差額、34備考	
記録範囲	鹿角市国民健康保険加入世帯及び加入履歴のある世帯	
記録情報の収集方法	秋田県国民健康保険団体連合会からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無

	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険資格台帳
行政機関等の名称	鹿角市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険の被保険者及び国民健康保険に加入する市民等の申請に対して加入脱退審査、各種証の発行を行う
記録項目	1自治体コード、2保険証番号、3宛名番号、4旧自治体コード、5世帯主宛名番号、6国保履歴番号、7初期登録業務日時、8更新業務日時、9更新システム日時、10更新コンピュータ名、11更新ユーザID、12国保有効フラグ、13決裁状態、14文字列型予備項目1、15統柄コード、16国保資格区分、17国保資格区分名称、18適用開始事由国保異動事由、19国保異動事由コード名称01、20適用開始異動年月日、21適用開始届出年月日、22適用終了事由国保異動事由、23国保異動事由コード名称02、24適用終了異動年月日、25適用終了届出年月日、26退職該当退職異動事由区分、27退職異動事由区分コード名称01、28退職該当異動年月日、29退職該当届出年月日、30退職非該当退職異動事由区分、31退職異動事由区分コード名称02、32退職非該当異動年月日、33退職非該当届出年月日、34本扶区分、35本扶区分名称、36国保年金名称コード、37国保年金名称コードコード名称、38国保年金種別コード、39国保年金種別コードコード名称、40年金取得年月日、41国保扶養事由区分、42国保扶養事由区分コード短名称、43扶養開始年月日、44本人の宛名番号、45本人との統柄コード、46準資格該当準資格区分、47準資格区分コード名称、48準資格施設区分、49準資格施設区分コード名称、50準資格該当異動年月日、51準資格該当届出年月日、52準資格非該当異動年月日、53準資格非該当届出年月日、54準資格非該当予定年月日、55枝番、56住民区分、57住民区分名称、58個人法人区分、59世帯番号、60編集済氏名漢字、61編集済氏名カタカナ、62現住所郵便番号、63現住所コード、64現住所県名付加区分、65現住所、66現住所地番、67現住所方書漢字、68転入前住所郵便番号

	号、69転入前住所コード、70転入前住所、71転入前住所地番、72転入前住所方書漢字、73宛名郵便番号、74宛名住所コード、75宛名県名付加区分、76宛名住所、77宛名地番、78宛名方書漢字、79宛名地番数值1、80宛名地番数值2、81宛名地番数值3、82生年月日、83年齢、84性別区分、85性別区分コード短名称、86宛名行政区コード、87宛名消除区分、88宛名統柄コード、89宛名異動事由コード、90宛名異動日、91宛名異動届出日、92宛名増減事由コード、93宛名増減異動日、94電話番号、95住民区分コード、96住民区分コード短名称、97世帯番号1、98編集済氏名漢字1、99編集済氏名カナ1、100郵便番号、101住所コード、102県名付加区分、103住所、104地番、105方書漢字、106地番数值1、107地番数值2、108地番数值3、109生年月日1、110年齢1、111性別区分1、112性別区分コード短名称1、113行政区コード、114消除区分、115統柄コード1、116異動事由コード01、117異動日1、118異動届出日1、119異動事由コード02、120増減異動日、121電話番号1、122国籍コード、123国籍名、124在留資格コード、125在留資格名称、126在留期限日	
記録範囲	鹿角市国民健康保険加入世帯及び加入履歴のある世帯	
記録情報の収集方法	世帯主または加入者本人及び代理人が申請書を届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	秋田県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部総務課	
	(所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル

		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険重複他受診者リスト	
行政機関等の名称	鹿角市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	医療費適正化のため、国民健康保険の被保険者の重複・頻回受診者を把握し、指導等を行う。	
記録項目	1保険者番号、2保険者名、3被保険者証記号番号、4被保険者氏名、5制度、6性別、7生年月、8重・多区分、9医療機関コード、10医療機関名、11疾病分類、12診療年月、13入外区分、14日数、15点数、16医療費、17レセプト全国共通キー、18資格エラーチェック、19給付エラーチェック	
記録範囲	鹿角市国民健康保険加入世帯及び加入履歴のある世帯	
記録情報の収集方法	秋田県国民健康保険団体連合会からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無
	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険証発行情報
行政機関等の名称	鹿角市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険の被保険者の各種証の発行を行う
記録項目	1自治体コード、2保険証番号、3宛名番号、4証区分、5国保履歴番号、6初期登録業務日時、7更新業務日時、8更新システム日時、9更新コンピュータ名、10更新ユーザID、11国保有効フラグ、12決裁状態、13旧自治体コード、14文字列型予備項目1、15証区分コード名称、16最新フラグ、17交付ユーザID、18交付年月日、19設定有効年月日、20回収ユーザID、21回収年月日、22保険証最新フラグ、23保険証形態区分、24保険証形態区分コード短名称、25保険証種別区分、26保険証種別区分コード短名称、27一般退職区分、28一般退職区分コード短名称、29学遠区分、30学遠区分コード短名称、31発行年月日、32交付氏名カナ、33交付氏名漢字、34保険証交付理由区分、35保険証交付理由区分コード短名称、36保険証交付方法区分、37保険証交付方法区分コード短名称、38保険証回収方法区分、39保険証回収方法区分コード短名称、40高齢者証有無フラグ、41高齢者最新フラグ、42高齢者国保履歴番号、43高齢者判定連番、44高齢者負担区分、45負担区分コード短名称、46負担割合、47高齢者発効期年月日、48高齢者年齢到達年月日、49減額認定申請最新フラグ、50減額認定申請国保履歴番号、51減額認定申請発効期日、52減額認定申請適用区分コード、53長期入院該当年月日、54長期入院非該当年月日、55特定疾病最新フラグ、56特定疾病交付区分、57特定疾病認定区分、58特定疾病証表示名称、59特定疾病自己負担限度額、60特定疾病発行期日、61申請履歴番号、62発行履歴国保モード、63給付開始年月日、64短期証種別区分、65交付世帯主氏名カナ、66交付世帯主氏名漢字、67氏名カナ変更フラグ、68氏名漢字変更フラグ、69世帯主氏名カナ変更フラグ、70世帯主氏名

	漢字変更フラグ、71宛名住民区分、72宛名住民区分コード短名称、73個人法人区分、74宛名世帯番号、75編集済氏名漢字、76編集済氏名付、77現住所郵便番号1、78現住所コード、79現住所県名付加区分、80現住所、81現住所地番、82現住所方書漢字、83転入前住所郵便番号、84転入前住所コード、85転入前住所、86転入前住所地番、87転入前住所方書漢字、88宛名郵便番号、89宛名住所コード、90宛名県名付加区分、91宛名住所、92宛名地番、93宛名方書漢字、94宛名地番数值1、95宛名地番数值2、96宛名地番数值3、97宛名生年月日、98宛名年齢、99性別区分、100性別区分コード短名称、101宛名行政区コード、102宛名消除区分、103宛名続柄コード、104宛名異動事由コード、105宛名異動日、106宛名異動届出日、107宛名増減事由コード、108宛名増減異動日	
記録範囲	鹿角市国民健康保険加入世帯及び加入履歴のある世帯	
記録情報の収集方法	世帯主または加入者本人及び代理人が申請書を届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	秋田県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名称) 総務部総務課</p> <p>(所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルであ	—	

る旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険負担区分判定情報	
行政機関等の名称	鹿角市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険の被保険者及び国民健康保険に加入する市民等の申請に各種証の発行を行う	
記録項目	1氏名、2氏名カナ、3生年月日、4年齢、5保険証番号、6宛名番号、7資格区分、8退職区分、9性別、10判定事由、11適用年月日、12課税区分（個人）、13課税区分（世帯）、14申告状況、15課税所得（個人）、16合計所得（個人）、17世帯最高課税所得、18世帯最高合計所得、19給与収入、20年金収入、21負担区分（今回）、22負担区分（前回）、23区分変更	
記録範囲	鹿角市国民健康保険加入世帯及び加入履歴のある世帯	
記録情報の収集方法	世帯主または加入者本人及び代理人が申請書を届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	秋田県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険重複資格者一覧	
行政機関等の名称	鹿角市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険と他保険の重複加入の疑いがある者を把握し、適正化する。	
記録項目	1重複チェック実施日、2保険者コード、3保険者番号、4被保険者証記号、5被保険者証番号、6被保険者証枝番、7資格取得年月日、8資格喪失年月日、9本人・家族の別、10氏名、11生年月日、12被保険者枝番、13保険者コード（重複先）、14保険者番号（重複先）、15被保険者証記号（重複先）、16被保険者証番号（重複先）、17被保険者証枝番（重複先）、18資格取得年月日（重複先）、19資格喪失年月日（重複先）、20本人・家族の別（重複先）、21氏名（重複先）、22生年月日（重複先）、23期間経過フラグ、24資格取得新旧	
記録範囲	重複加入疑いのある者	
記録情報の収集方法	秋田県国民健康保険団体連合会からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部総務課 (所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無

	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	福祉医療制度支給台帳
行政機関等の名称	鹿角市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課
個人情報ファイルの利用目的	福祉医療制度受給対象者に対し、現金給付を行う。
記録項目	1申請事由コード、2申請事由、3宛名番号、4世帯番号、5受給者番号、6保険種別、7保険記号番号、8個人区分、9本人家族別、10社保本人、11氏名、12生年月日、13年齢、14続柄、15生年月日2、16性別、17現在法別、18法別、19自己負担有無、20前期区分コード、21前期区分、22給付割合区分コード、23給付割合区分、24給付割合、25レセ明細番号、26診療月、27医療機関CD、28医療機関名、29診療科CD、30診療科、31入外CD、32日数、33入外、34費用額、35保険者負担、36前期一割相当額、37一部負担金相当額、38現物給付、39窓口限度額、30公費自己負担限度額、31窓口負担額、32差額chk、33マル福自己負担、34付加給付、35高額世帯支給額、36高額振替額、37高額振替日、38調整額1、39支給決定額、40税充当額、41調整額2、42振込額、43申請日、44照会日再審請求、45回答受付日、46支給日、47銀行情報、48銀行名情報、49銀行CD、50銀行名、51支店CD、52支店名、53預金種別、54口座番号、55口座名義人、56宛名、57郵便番号、58住所、59方書、60消除事由、61転出地郵便番号、62転出地住所、63転出地方書、64送付先郵便番号、65送付先市町村名、66送付先方書、67送付先宛名、68備考
記録範囲	支給申請書を提出した者
記録情報の収集方法	本人または代理人が申請書を届出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない

記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	<p>(名 称) 総務部総務課</p> <p>(所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の 募集をする個人情報ファイルであ る旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情 報に関する提案を受ける組織の名 称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情 報に関する提案をすることができ る期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が 含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	福祉医療制度受給者所得情報
行政機関等の名称	鹿角市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課
個人情報ファイルの利用目的	高校生世代までのお子様・ひとり親家庭のお子様、一定の障害をお持ちの方を対象に、健康保険が適用となる医療費の自己負担分を助成するため。
記録項目	1判定結果、2制度コード、3制度名、4年度（和暦）、5年度（西暦）、6福祉状態区分、7受給者番号、8福祉管理番号、9受給者宛名番号、10受給者カナ氏名、11受給者氏名、12受給者生年月日（和暦）、13受給者生年月日（西暦）、14受給者生年月日不明、15年齢、16年齢区分、17受給者性別、18受給者住記区分、19受給者状態区分、20受給者世帯番号、21受給者世帯識別、22受給者行政区コード、23受給者行政区名、24判定対象、25判定区分、26対象者区分、27対象者宛名番号、28対象者カナ氏名、29対象者氏名、30対象者生年月日（和暦）、31対象者生年月日（西暦）、32対象者生年月日不明、33対象者性別、34対象者世帯番号、35対象者世帯識別、36判定対象区分、37自動更新区分、38申告区分、39課非区分、40同配及び扶養親族の合計、41うち老人扶養親族の数、42うち特定扶養親族の数、43うち16歳～19歳未満扶養親族の数、4416歳未満扶養親族の数、45普通障害者数、46特別障害者数、47本人障害区分、48本人勤労学生・寡婦区分、49本人寡婦・ひとり親区分、50総所得金額、51分離短期、52分離長期、53退職所得、54山林所得、55先物取引所得、56総所得金額等、57その他金額、58所得額合計、59普通障害者控除額、60特別障害者控除額、61本人障害者控除額、62本人勤労学生・寡婦・ひとり親控除額、63雑損控除額、64医療費控除額、65社会保険料控除額、66小規模企業共済掛金控除額、67配偶者特別控除額、68免税所得、69本年の災害・医療費、70控除額合計、71控除後の所得額、72所得制限額、73所得基準額、

	74老人扶養加算額、75特定扶養加算額、76保険区分、77所得税額、78住宅取得控除額、79判定結果区分名、80給与所得控除後の金額、81所得控除の額の合計額、82課税される所得金額、83その他税額控除の金額、84申告所得税額、85最新所得判定履歴番号	
記録範囲	鹿角市福祉医療制度の対象要件に当てはまる者と保護者及び扶養義務者	
記録情報の収集方法	本人または代理人が申請書を届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名 称) 総務部総務課</p> <p>(所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<p>■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</p> <p>□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)</p>	<p>政令第21条第7項に該当するファイル</p> <p><input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p>
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	福祉医療制度受給者資格台帳
行政機関等の名称	鹿角市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課
個人情報ファイルの利用目的	高校生世代までのお子様・ひとり親家庭のお子様、一定の障害をお持ちの方を対象に、健康保険が適用となる医療費の自己負担分を助成するため。
記録項目	1最新制度コード、2最新制度、3行政区コード、4行政区、5受給者番号、6世帯番号、7世帯識別、8宛名番号、9氏名、10カナ氏名、11性別、12生年月日（和暦）、13生年月日（西暦）、14郵便番号、15住所町村名、16住所字名、17番地、18方書、19宛名方書、20取得理由コード、21取得理由名、22喪失事由コード、23喪失事由名、24認定制度コード、25認定制度名、26通院有効期間自、27通院有効期間至、28保険者番号、29保険者名、30保険種別、31記号番号、32被保険者名、33保険続柄名、34付加給付名、35保険取得年月日、36保険喪失年月日、37保護者宛名番号、38保護者氏名、39保護者カナ氏名、40送付先住所町村名、41送付先住所字名、42送付先番地、43送付先方書、44送付先宛名方書、45状態区分、46福祉管理番号、47管轄コード、48管轄名、49異動事由コード、50異動事由名、51異動年月日、52届出年月日、53備考
記録範囲	鹿角市福祉医療制度の対象要件に当てはまる者
記録情報の収集方法	本人または代理人が申請書を届出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称	(名称) 総務部総務課

及び所在地	(所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	福祉医療制度受給者証交付情報
行政機関等の名称	鹿角市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課
個人情報ファイルの利用目的	高校生世代までのお子様・ひとり親家庭のお子様、一定の障害をお持ちの方を対象に、健康保険が適用となる医療費の自己負担分を助成するため。
記録項目	1制度コード、2制度名、3年度(和暦)、4年度(西暦)、5福祉状態区分、6受給者番号、7福祉管理番号、8宛名番号、9カナ氏名（出力順）、10カナ氏名、11氏名、12生年月日(和暦)、13生年月日(西暦)、14生年月日不明、15性別、16住記区分、17状態区分、18世帯番号、19世帯識別、20行政区コード、21行政区名、22郵便番号、23住所町村名、24住所字名、25番地、26方書、27宛名方書、28有効期間FROM、29有効期間TO、30その他印字項目1、31その他印字項目2、32交付区分、33交付年月日、34回收回分、35回収年月日、36保護者宛名番号、37保護者カナ氏名、38保護者氏名、39保護者生年月日(和暦)、40保護者生年月日(西暦)、41保護者生年月日不明、42保護者性別、43保護者郵便番号、44保護者住所町村名、45保護者住所字名、46保護者番地、47保護者方書、48保護者宛名方書
記録範囲	鹿角市福祉医療制度の対象要件に当てはまる者
記録情報の収集方法	本人または代理人が申請書を届出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称	(名称) 総務部総務課

及び所在地	(所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者健診結果一覧
行政機関等の名称	鹿角市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のために行う各種事業の対象者を抽出するため、後期高齢者医療制度の健診結果等の把握を行う。
記録項目	1連番、2宛名番号、3漢字氏名、4性別、5生年月日、6受診日年齢、7年齢、8郵便番号、9住所（住所日本語）、10住所（方書）、11住民区分、12受診日、13医療機関名、14検診区分、15既往歴有無、16既往歴、17自覚症状有無、18自覚症状、19他覚症状有無、20他覚症状、21薬剤治療の有無（血圧）、22薬剤治療の有無（血糖）、23薬剤治療の有無（脂質）、24医師の判断、25医師の判断、26身長、27体重(2021)、28体重(2020)、29標準体重、30肥満度分類、31B M I (2021)、32血圧（収縮期）、33血圧（拡張期）、34高血圧症、35血圧（収縮期）2回目、36血圧（拡張期）2回目、37血圧分類2回目、38血圧（収縮期）その他、39血圧（拡張期）その他、40血圧分類その他、41空腹時中性脂肪、42随時中性脂肪、43H D Lコレステロール、44L D Lコレステロール、45高脂血症、46G O T 値(A S T)、47G P T 値(A L T)、48γ-G T P 値(G G T)、49肝臓病、50血清アルブミン、51空腹時血糖、52随時血糖、53H b A 1 c (J D S 値)、54H b A 1 c (N G S P 値) (2021)、55糖尿病、56尿糖、57尿蛋白、58血清クレアチニン、59推算G F R、60推算G F R (2020)、61腎臓病、62尿酸、63ヘマトクリット、64ヘモグロビン、65赤血球数、66貧血、67心電図所見の有無、68心電図所見、69喫煙区分、70喫煙本数、71喫煙年数、72タバコを習慣的に吸っている、73事後の受診(2021)、74事後の受診日程(2021)

記録範囲	後期高齢者医療制度加入者及び加入履歴のある者	
記録情報の収集方法	KDBシステムからのダウンロードによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名称) 総務部総務課</p> <p>(所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	

記録情報に条例要配慮個人情報が 含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業対象者一覧
行政機関等の名称	鹿角市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のために行う各種事業の対象者を抽出するため、後期高齢者医療制度被保険者の医療・介護の受診状況の把握を行う。
記録項目	1レコード種別、2番号、3被保険者証記号、4被保険者番号、5介護保険被保険者番号、6氏名、7氏名カナ、8性別、9年齢、10生年月日、11住所、12当該年（健診）、131年前（健診）、142年前（健診）、153年前（健診）、164年前（健診）、17当該年（医科受診）、181年前（医科受診）、192年前（医科受診）、203年前（医科受診）、214年前（医科受診）、22当該年（介護認定）、231年前（介護認定）、242年前（介護認定）、253年前（介護認定）、264年前（介護認定）、27国保取得年月日、28国保喪失年月日、29後期取得年月日、30後期喪失年月日、31介護資格取得年月日、32介護資格喪失年月日、33当該年（歯科受診）、341年前（歯科受診）、352年前（歯科受診）、363年前（歯科受診）、374年前（歯科受診）、38KDB個人番号、39国保個人番号_員番、40郵便番号、41電話番号、42地区統計用コード、43国保保険者番号、44国保取得事由、45各県国保取得事由、46国保喪失事由、47各県国保喪失事由、48国保変更年月日、49国保変更事由、50各県国保変更事由、51国保続柄、52国保退職本人コード、53国保世帯区分、54国保世帯主区分、55国保制度、56国保住居地保険者番号、57国保表示用被保険者証番号、58国保機械整理番号、59国保世帯番号、60国保代表保険者番号、61後期保険者番号、62後期取得事由、63後期喪失事由、64介護保険者番号、65介護異動年月日、66介護証記載保険者番号、67介護異動区分コード、68介護異動事由、69最新要介護度、70介護認定有効期間_開始、71介護認定有効期

	間_終了、72介護住所地特例対象者区分コード、73介護施設所在保険者番号、74介護住所地特例適用開始年月日、75介護住所地特例適用終了年月日、76健診データ管理番号1、77異動年月、78国保枝番	
記録範囲	後期高齢者医療制度加入者及び加入履歴のある者	
記録情報の収集方法	KDBシステムからのダウンロードによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療高額療養費支給者一覧
行政機関等の名称	鹿角市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療制度の高額療養費支給者の管理、把握
記録項目	1レコード番号、2頁、3頁内通番、4保険者番号、5請求年月、6レセプト管理番号、7被保険者番号、8レセプト種類コード、9入院外来区分、10区分コード、11診療年月、12都道府県番号、13医療機関コード、14保険種別コード、15マル長区分コード、16第3者区分コード、17減免区分コード、18減額割合、19減免金額、20所得者区分コード、21特別療養費区分コード、22決定点数、23負担金額、24公費1法別番号、25公費2法別番号、26地方公共団体コード、27世帯番号、28負担区分、29多数回該当区分、30高額計算除外区分コード、31費用額、32保険者負担額、33一部負担相当額、34他法優先額、35保険優先額、36地方単独額、37自己負担額、38外来負担限度額、39外来現物給付金額、40外来償還給付金額、41外来高額療養額、42合算負担限度額、43合算現物給付金額、44合算償還給付金額、45合算高額療養額、46現物給付金額、47償還給付金額、48高額療養額、4977支給額、5078支給額、51支給額、52医療機関番号、5377支給額前回、5478支給額前回、55支給額前回
記録範囲	後期高齢者医療制度加入者及び加入履歴のある者
記録情報の収集方法	秋田県後期高齢者医療広域連合から提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	なし

開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に 該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の 募集をする個人情報ファイルであ る旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情 報に関する提案を受ける組織の名 称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情 報に関する提案をする能够する期 間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が 含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療資格台帳	
行政機関等の名称	鹿角市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療制度の被保険者の加入離脱管理、各種証の発行を行う	
記録項目	1宛名情報、2被保険者番号、3氏名、4カナ氏名、5生年月日、6性別、7住基区分、8住所、9行政区コード、10行政区、11世帯識別、12世帯番号、13資格取得事由コード、14資格取得事由、15資格取得年月日、16資格喪失事由コード、17資格喪失事由、18資格喪失年月日、19保険者適用開始年月日、20保険者適用終了年月日、21住所地特例適用開始年月日、22住所地特例適用終了年月日、23送付先郵便番号、24送付先住所町村名、25送付先住所字名、26送付先番地、27送付先方書、28宛名方書、29送付先宛名、30備考	
記録範囲	後期高齢者医療制度加入者及び加入履歴のある者	
記録情報の収集方法	本人及び代理人が申請書を届出（任意加入対象者） 住民基本台帳より情報取得（年齢到達者）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	秋田県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル

		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療証発行情報	
行政機関等の名称	鹿角市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療制度の被保険者の各種証の発行を行う	
記録項目	1交付年月日、2被保険者番号、3氏名、4住所、5送付先区分、6生年月日、7資格取得年月日、8有効期限、9一部負担金の割合、10回収等の年月日、11備考	
記録範囲	後期高齢者医療制度加入者及び加入履歴のある者	
記録情報の収集方法	本人及び代理人が申請書を届出（任意加入対象者） 住民基本台帳より情報取得（年齢到達者）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	秋田県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課 (所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療納付台帳
行政機関等の名称	鹿角市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療制度の被保険者の保険料収納業務
記録項目	1行政区コード、2行政区名、3納組コード、4納組名、5世帯番号、6世帯識別、7宛名番号、8カナ氏名、9氏名、10生年月日（和暦）、11生年月日（西暦）、12生年月日不明、13性別、14識別番号、15識別名称、16郵便番号、17住所、18電話番号、19調定年度（和暦）、20調定年度（西暦）、21賦課年度（和暦）、22賦課年度（西暦）、23期別CD、24期別、25調定額、26収納額、27収納内訳1、28収納内訳2、29収納内訳3、30収納内訳4、31収納内訳5、32収納内訳6、33未納額、34収督手、35収延滞金、36交付報奨金、37退職所得分、38納期限、39最新収納日（還付含む）、40収納回数、41督促発付日、42催告回数、43催告発付日、44不納欠損額、45不納欠損収納内訳1、46不納欠損収納内訳2、47不納欠損収納内訳3、48不納欠損収納内訳4、49不納欠損収納内訳5、50不納欠損収納内訳6、51不納欠損督促手数料、52不納欠損延滞金
記録範囲	後期高齢者医療制度加入者及び加入履歴のある者
記録情報の収集方法	本人及び代理人による納付
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	秋田県後期高齢者医療広域連合
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名称) 総務部総務課
	(所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

、

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療負担区分判定情報
行政機関等の名称	鹿角市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療制度の被保険者の資格管理のための所得判定業務
記録項目	1地方公共団体コード名称、2地方公共団体コード、3被保険者番号、4被保険者氏名、5被保険者氏名(カナ)、6生年月日_S、7資格喪失日_S、8資格喪失事由、9郵便番号、10市区町村名称漢字、11編集済住所漢字、12送付先郵便番号、13送付先住所、14送付先氏名、15送付先電話番号1、16送付先電話番号2、17送付先使用開始年月日、18送付先使用終了年月日、19個人区分コード、20郵便番号、21住所、22名前、23宛名番号、24世帯番号、25負担区分年度、26世帯負担区分、27負担区分年月、28負担区分判定基準年月日、29申告種類、30所得種類、31住民税課税非課税区分、32未申告区分、33旧ただし書所得、34減額対象所得、35低I低II判定所得、36一部負担判定所得、37市町村民税課税所得（地方税法上の各種控除後の所得）、38経過措置対象フラグ、39未申告区分コード
記録範囲	後期高齢者医療制度加入者及び加入履歴のある者
記録情報の収集方法	本人及び代理人による届出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	秋田県後期高齢者医療広域連合
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名称) 総務部総務課
	(所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号、(マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

、

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療賦課台帳
行政機関等の名称	鹿角市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療制度の被保険者の保険料賦課業務
記録項目	1住記 カナ氏名、2住記 氏名、3住記 生年月日(和暦)、4住記 生年月日、5住記 生年月日不明、6住記 性別コード、7住記 性別、8住記 住記区分コード、9住記 住記区分、10住記 状態区分コード、11住記 状態区分、12住記 世帯番号、13住記 宛名番号、14住記 世帯識別、15住記 行政区コード、16住記 行行政区、17住記 郵便番号、18住記 住所町村名、19住記 住所字名、20住記 番地、21住記 方書、22住記 宛名方書、23賦課年度(和暦)、24賦課年度、25資格 被保険者番号、26賦課管理番号、27後期高齢者番号、28最新賦課履歴番号、29支所コード、30支所、31管轄コード、32管轄、33徴収区分、34特徴義務者コード、35特徴義務者、36年金証書記号番号、37年金種別コード、38年金種別、39基礎年金番号、40賦課 異動年月日、41賦課 異動事由コード、42賦課 異動事由、43賦課 更正事由コード、44賦課 更正事由、45収納送信年月日、46通知書区分、47発付年月日、48賦課保険料、49特徴額4月、50特徴額6月、51特徴額8月、52特徴額10月、53特徴額12月、54特徴額2月、55普徴額4月、56普徴額5月、57普徴額6月、58普徴額7月、59普徴額8月、60普徴額9月、61普徴額10月、62普徴額11月、63普徴額12月、64普徴額1月、65普徴額2月、66普徴額3月、67普徴額隨時、68普徴額過年、69特徴中止年月日、70捕捉年月(和暦)、71捕捉年月、72追加特徴開始年月(和暦)、73追加特徴開始年月、74次年度特徴期別保険料、75メッセージ、76資格 資格取得事由コード、77資格 資格取得事由、78資格 資格取得年月日、79住所地特例 住所地特例適用開始年月日、80資格 資格喪失事

	由コード、81資格 資格喪失事由、82資格 資格喪失年月日、83住所地特例 住所地特例適用終了年月日、84作成支所コード、85作成区分、86作成日時、87作成職員ID、88更新支所コード、89更新区分、90更新日時、91更新職員ID	
記録範囲	後期高齢者医療制度加入者及び加入履歴のある者	
記録情報の収集方法	本人及び代理人による届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	秋田県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号、(マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

、